

基本的な考え方

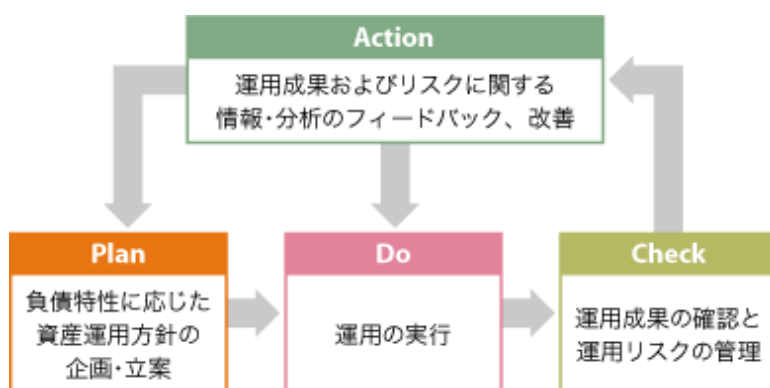
○ 基本的な考え方

資産運用の基本的な考え方とプロセス

第一生命は、生命保険契約の持つ負債特性を考慮し、長期にわたる年金や保険金・給付金を安定的にお支払いすることを主眼として、ALM(Asset Liability Management)に基づく確定利付資産を中心とした運用を行っています。

また、経営の健全性を十分に確保した上で、許容できるリスクの範囲で株式や外国証券を保有することで、有利な資産運用にも努めています。加えて、きめ細かなリスク管理体制をとることで、リスクのモニタリングを行いつつ、運用効率向上を図っています。

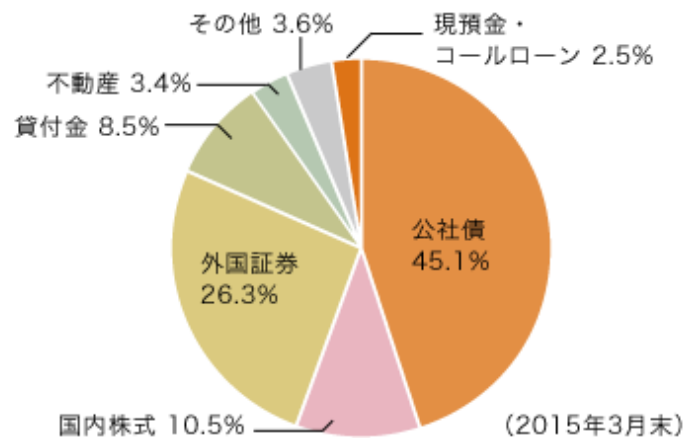
当社の資産運用プロセスでは、運用成果および運用リスクに関する情報のフィードバックを通じ、適宜分析と検証が加えられます。また商品事業部門と連携し、常に負債情報を反映し、ALM運用を徹底する仕組みとなっています。



資産の状況

2014年度の資産運用においては、中長期の資産運用方針に基づき、公社債などの確定利付資産中心の運用を継続しましたが、低金利環境の継続を受けて超長期国債を中心とした責任準備金対応債券の積増しについては抑制しました。また、確定利付資産内の運用効率向上の観点から、公社債から為替ヘッジ付外債へのシフトを積極化し、ALMの推進及び収益力の向上を図りました。

また、分散投資による収益力向上を主眼に組み入れている国内株式や外国証券などのリスク性資産については、市場動向に留意しつつ、機動的な資金配分を行いました。



ESG投融資

ESG投融資

第一生命は、約35兆円の資産を運用する機関投資家として、安全性・収益性だけでなく、社会性・公共性にも配慮した資産運用に努めています。近年、環境(Environment)・社会(Society)・ガバナンス(Governance)を考慮した投融資への世界的な関心が高まる中、当社では「E・S・G」の視点を盛り込み、独自に策定した行動原則を実践しています。

【「E」の視点】資産運用を通じた環境保護への取組み

■ 環境に配慮した不動産投資

全国に272棟(2015年3月末時点)の投資用不動産を所有している当社では、建物のハード・ソフト面の両観点から省エネに取り組んでいます。ハード面においては、新築・改修・建替えに際し、高効率機器の導入により環境性能の向上を図るとともに、建物の緑化にも努めています。また、日常の管理運営によるソフト面においても、(株)第一ビルディングをはじめとする管理会社と連携のうえ継続的な改善を実施し、省エネ効果を上げています。

■ 東京スクエアガーデンの事例(2013年3月施工)

次世代を見据えた多面的な環境対策として、最新の技術を導入するとともに、約3,000㎡にも及ぶ緑化空間「京橋の丘」を創出し、ヒートアイランド対策に寄与しています。さらに、先進的な試みとして、地域全体における省エネ化を推進するために「京橋環境ステーション」を本ビル内に開設し、エリアエネルギーマネジメントや環境技術の公開を行っています。本ビル建設のプロジェクトは、国土交通省により、「住宅・建築物省CO₂先導事業」に採択されたほか、各機関から高い評価を受けています。(下記リンク先参照)



東京スクエアガーデン(東京都中央区)

■ 環境取組に関する主な受賞内容

▶ [以下のリンク先をご参照ください。](#)

【「S」の視点】資産運用を通じた社会貢献への取組み

■ 国際金融公社との取組み

2014年12月、当社は世界銀行グループの一員である国際金融公社(IFC)が、当社向けに発行した「インクルーシブ・ビジネス・ボンド」に投資しました。本債券は世界で初めて機関投資家向けに発行されたものであり、当社がその全額(約1億米ドル)を購入したものです。

インクルーシブ・ビジネスは、世界の人口のうち45億人が属する低所得者層(BOP層^{※1})を事業のバリューチェーンに組み込んだ経済的・社会的に持続可能かつ規模拡大が可能な事業モデルです。近年、BOP層を潜在的

顧客、生産者、流通業者、小売業者の戦略的パートナーとして位置付ける企業の増加が顕著となっており、購買力においては5兆米ドルの市場形成が試算されています。

そうした中、インクルーシブ・ビジネス・ボンドへ投資することは、開発途上国のBOP層のビジネス参画、経済成長を支援することに繋がります。当社は、開発途上国の民間セクター支援に特化したIFCの理念に賛同し、「ESG投融資」の一環として今回の投資を決定しました。

※1. Base of the Economic Pyramidの略であり、経済ピラミッドの下層部を意味します。IFCでは、1日あたりの収入が購買力平価で8ドル未満または生活必需品やサービスへの十分なアクセスを持たない人々と定義されています。

■ ESGを重視している企業への投資「ESGファンド」

2010年10月に生命保険業界初の取組みとして、当社資産の運用を目的とした社会的責任投資(SRI^{※1})ファンドを当社内で設立^{※2}しました。このファンドでは主にダイバーシティ・ガバナンス・環境保護などの観点で評価が高い企業(2015年3月末時点で約100社)を選定し投資しており、2013年度にはファンド名称を「ESGファンド」に改めました。また、このファンドの投資先選定基準の一つである、「女性の活躍推進状況」(役職者の女性比率、育児休業取得者率等)などダイバーシティの評価ウェイトを引き上げています。経済産業省と東京証券取引所が選定する「健康経営銘柄」、「なでしこ銘柄」にも、同ファンドを通じて積極的に投資しています。

※1 Socially Responsible Investmentの略称。一般的に財務情報のほか、コンプライアンス、情報公開、従業員への配慮、取引先の労働条件、地域社会への貢献、環境への配慮などを考慮して投融資を行う手法です。

※2 当該ファンドは国内上場株式を投資対象としてインハウス運用(外部に委託しない自家運用)を行うものです。

■ 待機児童の解消に向けた取組み

当社は2011年より、機関投資家として保有する多くの不動産物件を活かし、保育所誘致に取り組んでいます。取組みの詳細は、以下のリンク先をご参照ください。

▶ [豊かな次世代社会の創造](#)

【「G」の視点】資産運用を通じた企業統治への取組み

当社は時価3兆円超の国内株式を保有する機関投資家として、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》の趣旨に深く賛同し、受入れを表明しました。

当社は中長期的な観点で株式投資を行っており、投資先企業との対話と議決権行使を中心としたステュワードシップ活動方針を定めています。投資先企業の企業価値向上や持続的成長をサポートする観点から、特に対話を重視しており、積極的にステュワードシップ活動を推進しています。

機関投資家が投資先企業の成長やコーポレートガバナンス向上を促す役割への期待は国際的に高まっています。そうした期待に応えるためにも、対話のあり方や議決権行使基準を今後も継続的に見直し、ステュワードシップ活動を一層充実させていくことで、株式市場の活性化や日本の成長戦略に貢献していきます。

スチュワードシップ活動の全体像



■ 対話活動

当社は対話活動にあたって、「コーポレートガバナンス」、「ROEの持続的向上」、「株主還元の充実」の3つの視点を重視しています。それらの着実な向上に向け、対話を通じて企業の取組みへの理解を深めるとともに、意見交換や情報提供を通じて企業価値向上をサポートします。

当社は2015年度に、スチュワードシップ活動推進チームを7名体制で新設しました。この新体制にて、企業調査担当のアナリスト15名と連携し、対話活動のレベルアップを継続的に図っていきます。

■ 議決権行使

当社は議決権行使にあたって、コーポレートガバナンスに係る重要な枠組みなどについては外形的な基準に基づき判断し、その他の議案については短期的な業績・画一的な判断ではなく、対話の内容や非財務情報を踏まえた上で、議案を精査します。中長期的な株式価値の維持・向上の観点から、投資先企業のすべての議案に対して適切に議決権を行使します。

※当社におけるスチュワードシップ活動方針、対話活動および議決権行使の考え方やプロセスについては、ホームページにて公表しています。

[PDF 議決権行使基準の概要 \(332KB\)](#)

日本版スチュワードシップ・コード

「日本版スチュワードシップ・コード」についての当社取組

当社は「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の趣旨に深く賛同し、受け入れることを表明します。当コードの原則1から7について、以下のような方針で取組んで参ります。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 第一生命は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く賛同し、以下の「スチュワードシップ活動方針」を制定し、それに従うことによって機関投資家としての責任を果たします。

 [スチュワードシップ活動方針\(146KB\)](#)

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 議決権行使等、スチュワードシップ活動を行うにあたって、当社株主や保険契約者等の利益が不当に損なわれることがないよう、以下の方針を定めます。
 - 議決権行使にあたっては、社内規程に則り、投資執行所管のみが投資先企業の株式価値維持向上・ガバナンス向上の観点から議案への賛否判断を行う(※)
 - 当該社内規程の制定・改定は、投資執行所管のみが行う
- ※ 子会社・関連会社・特定投資株式(戦略的提携先)等を除く

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 投資先企業の状況を的確に把握し、課題の共有を行うため、投資先企業の経営状況について定期的な確認を行い、日常的な対話を行うよう努めます。
- 経営状況の定期的な確認と日常的な対話では、短期的な企業業績のみならず、当該企業の事業戦略・中期経営計画・株主還元策等、非財務面についても幅広く調査・把握し、中長期的な利益成長性の評価を行います。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 中長期的な視点から投資先企業の株式価値向上を促すため、事業戦略・財務戦略・株主還元方針等について、投資先企業と建設的な「目的を持った対話」を行うよう努めます。
- 当社は、このような建設的な「目的を持った対話」を特に重視しており、継続的に対話を行うことにより、投資先企業と認識を共有し、問題の改善に努めます。
- なお、当該対話は未公表の重要事実を受領することを目的とするものではありません。万一、受領した場合には、社内規程に基づく適切な管理を行います。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 社内規程に基づき議決権を行使し、その結果を集計表形式で公表します。
参考：投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引は原則として行っていません。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 当社ホームページを通じ「スチュワードシップ活動方針」「議決権行使基準の概要」「議決権行使結果」を定期的に報告します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づいたスチュワードシップ活動を行うため、専門性の高い人財の育成に努めます。
- また、常に高いレベルのスチュワードシップ活動を目指すため、社会の動向等を踏まえ、スチュワードシップ活動方針の定期的な見直しを行っていきます。

第一生命の議決権行使／対話活動

○ 第一生命の議決権行使／対話活動

[PDF](#) 議決権行使基準の概要(332KB)

[PDF](#) 対話活動の概要(630KB)

[PDF](#) スチュワードシップ活動報告(2014年度)(584KB)